

II 医療活動に係る計画

1 要旨

大規模地震発生時においては、県内の医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、重症患者の受入・治療に十分対応できない事態が想定されるが、重症患者の治療は緊急を要し、発災直後から実施することが必要である。

このため、県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下、「広域医療活動」という。）するとともに、被災地外からの救護班受入による治療を実施する。

